

入札説明書に係る質問回答

No	頁	第1	1	(1)	①	ア	(ア)	a	項目等	質問内容	回答
1	8	第3	1						入札参加者の構成等	SPCに出資をして、SPCから直接業務を請負うFA企業は「構成企業」という認識で宜しいでしょうか。	お見込みの通りです。
2	10	第3	3						入札参加グループの制限	SPCから直接業務を請負うFA企業は、「入札参加グループの制限」に該当していないこと、以外の要件はないという理解で宜しいでしょうか。	入札説明書P.8～「第3 入札参加者の備えるべき参加資格要件」に記載の内容のうち、「構成企業」として必要な要件を満たすようにしてください。
3	12	第3	4						特別目的会社(SPC)の設立等	SPCに融資を行うこととなる金融機関より承諾依頼が寄せられた場合、合理的な理由なしに当該承諾を拒否しないと考えてよろしいでしょうか？	お見込みの通りです。
4	16	第5	3	(3)					入札保証金	入札保証金は、運営企業が実績要件を満たせば免除となるとの理解でよろしいでしょうか。また、要件を満たしていることを証する資料は、「様式2-7運営業務を行う者の参加資格等要件に関する書類」を提出すれば良いとの理解でよろしいでしょうか。	小平市立学校給食センター更新事業公告文「15 入札保証金」に記載のとおりです。資料については、15(2)の記載内容を証する書類の写しを提出してください。
5	21	第7	1		⑦	ア			都市計画道路	都市計画道路整備が施行される予定時期がわかりましたら、ご教示下さい。	「実施方針(案)等に係る個別対話結果(平成31年1月公表)」No.19に記載のとおり、工事時期は未定です。なお、「東京における都市計画道路の整備方針」に基づく「第四次事業化計画(優先整備路線の選定)」において令和7年度までの優先整備路線には選定されていません。
6	21	第7	4						資金計画・事業収支計画に関する条件	設計及び建設・工事監理業務に係る一時支払金は、国庫補助金及び地方債をもって充てるとされておりますが、一時支払金の金額とその決定時期についてはいつ頃になりますでしょうか？	令和4年度の5月～6月頃を予定しています。
7	22	第7	4				ア	(ウ)	その他地方債相当額	(事業契約約款(案)別紙4表2の「ア施設費」のうち建設工事費(厨房機器等設置工事費及び外構工事費を含み、現学校給食センターの解体・撤去工事費、什器・備品等設置費、食器類・食缶等調達費、配送校保冷库撤去及び調達・設置費は除く。)及びこれらに賦課される消費税及び地方消費税相当額－(イ)×67.5%(ただし、十万円未満切り捨て)」とありますが、((様式H-1の3.建設工事費(1)～(6)及び4.厨房機器等調達・設置工事)及びこれらに賦課される消費税及び地方消費税相当額－(イ)×67.5%(ただし、十万円未満切り捨て)」と同義として試算することで宜しいでしょうか。	基本的にはお見込みの通りですが、入札説明書P.22の記載に従い、事業者の提案内容にあわせ、一時支払金の計算を行ってください。

入札説明書に係る質問回答

No	頁	第1	1	(1)	①	ア	(ア)	a	項目等	質問内容	回答
8	23	第7	4						給食提供日数	運営費を算出するにあたり、初年度及び最終年度の給食提供日数をご教示いただきたくお願い致します。	提案書の提出にあたっては、入札説明書P.23に記載のとおり、年間給食提供日数を194日としており、初年度は7か月分[194×(7/12)日]、最終年度は4か月分[194×(4/12)日]として、計算してください。
9	23	第7	8						土地の使用	事業予定地は、建設期間のみならず事業期間にわたり事業者の業務の遂行に必要な範囲において、無償で使用できるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。ただし、事業者が建設工事に着手する前までは、市の事前の承諾を得るものとします。
10	25	第8	1	(1)					契約の条件	「基本協定書の内容は、誤字脱字等の軽微なもの以外は変更しない。」とありますが、落札者決定後、発注者と受注者間で基本協定書の内容についての確認及び協議の場を設けて頂けますようお願い致します。	要望があれば、協議に応じます。
11	25	第8	2	(3)					事業契約の概要	「事業契約書(案)の内容は、誤字脱字等の軽微なもの以外は変更しない。」とありますが、落札者決定後、発注者と受注者間で事業契約書の内容についての確認及び協議の場を設けて頂けますようお願い致します。	要望があれば、協議に応じます。
12	26	第8	5						事業者の事業契約上の地位	事業者が目的物引渡書を貴市に提出した後に、貴市から受領書などは交付されますでしょうか？金融機関側でも、事業者と貴市間で引渡が確りなされたか確認した上で資金実行をさせていただきたいと思っておりますので、ご検討ください。	交付する予定です。

事業契約書（案）に係る質問回答

・契約書、契約約款

No	契約書	契約約款	頁	章	節	条	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
1		○	2	3		6	3			本事業の事業方式	機械警備機器は警備契約に設備代も含まれる契約（レンタル）が一般的であり、買取型とした場合、設備の修繕・更新を所有者が行わなければならないこと、買取とした場合でも警備契約料金は大きく変わらないことから、買取型を選択する利点はあまりありません。また、事業期間終了後の貴市による施設運営を見据えた場合でも、上記の理由からレンタル契約にすることが望ましいと思われまので、機械警備機器についてはレンタル契約での提案も可としていただけないでしょうか。	可とします。
2		○	2	3		6	4			事業用地の使用	受注者は、建設期間中だけでなく、事業契約締結日以降、調査業務等を実施するために事業用地を無償にて使用することができるの理解でよろしいでしょうか。	入札説明書No.9をご参照ください。
3		○	6	4		17	2			設計の完了	貴市における設計図書の確認が完了された際には、書面等にて確認完了にかかる通知をいただけるものと理解でよろしいでしょうか。	設計図書等の確認結果（是正箇所がある場合には是正要求を含む）を通知します。
4		○	7	4	1	18				単価合意	「単価合意により発注者と受注者で合意した単価は原則として変更しないものとする」とありますが、物価スライドによる対価の改定との関係性はないとの認識で宜しいでしょうか。	お見込みの通りです。
5		○	7	4	1	18				単価合意	PFI事業は、実施設計の内容によらず、原則、入札時に建設費を確定します。したがって、実施設計完了後に工事費積算内訳書を作成しても、工事費の合計額は入札時に確定した建設費に合わせるため、単価で金額調整することになります。このように設定された単価でも、市と事業者が合意するということによろしいのでしょうか。単価合意について、今一度、ご検討していただけないでしょうか。	御意見として伺わせていただきます。 なお、本件については原案の通りとします。
6		○	8		2					総則	本節は「第1節」ではないでしょうか。以降の節番号が目次と異なっております。	お見込みの通りです。契約書（案）を修正します。
7		○	8							建設・工事監理	左記タイトルの前に「第●章」の記載が漏れており、以降の章番号が目次と異なっております。	No.6をご参照ください。
8		○	12	4	2	28	3			受注者による中間検査	受注者側の中間検査等の結果報告に対し、市側で確認書等の書面を受注者に発行することはありますでしょうか？	受注者側の中間検査等の結果報告に対し、市が書面を発行することはございません。受注者側の中間検査後に、市が実施する中間検査の結果について通知いたします。

事業契約書（案）に係る質問回答

・契約書、契約約款

No	契約書	契約約款	頁	章	節	条	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
9		○	15	5	6	39	1			設計及び建設・工事監理業務の契約保証金の納付に代わる手段	「受注者は…次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない」とありますが、(1)による有価証券等の提供、(2)による金融機関等の保証、(3)による履行保証保険契約の締結のいずれかを組み合わせて第39条第2項に規定する金額以上を満足するようにしてもよろしいでしょうか。	組み合わせではなく、いずれかでの保証をお願いします。
10		○	15	5	6	39	2			建設工事の履行保証保険契約の締結	「前項の保証の額は…100分の10以上としなければならない」とありますが、第39条第1項第3号に定める履行保証保険を付保して契約保証金の納付を免除しようとする場合、設計業務を行う者、建設業務を行う者、厨房機器等の調達及び設置業務を行う者、及び工事監理業務を行う者をして締結させる保険の保険金額合計額が第2項に規定する金額以上となればよろしいでしょうか。念のため確認させてください。	事業契約書第39条第1項に記載のとおり、第39条第1項第3項に記載の履行保証保険契約は、受注者、又は請負人（第20条第2項）が保険契約者となることを条件としています。
11		○	15	5	6	39	2			設計及び建設・工事監理業務の契約保証	保証額について、「ア施設費」における調査・設計費、建設工事費及び工事監理費に相当する金額並びに当該額に係る消費税等相当額の合計額の100分の10以上と設定されていますが、これは「様式H-1」の1、2及び3.建設工事費(1)～(6)に加えて4～8.までの合計金額並びに当該額に係る消費税等相当額の合計額の100分の10以上」と同義として試算することで宜しいでしょうか。	基本的にはお見込みの通りですが、事業契約書第15条の記載に従い、事業者の提案内容にあわせ、計算を行ってください。
12		○	25	5	4	60	3			保険証書の写しの提出	「受注者は…保険証書の写しを当該保険の契約締結後、速やかに発注者に提出しなければならない」とありますが、保険契約締結後、保険証券の発行まで1か月ほどかかります。従いまして、その代替として保険会社発行の付保証明書の提出を保険証書とさせていただくことで問題ないでしょうか。	当該保険に加入していることを証する書類の提出で代替可能です。
13		○	25	5	5	61	1			維持管理及び運営業務の契約保証金の納付に代わる手段	「受注者は…次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない」とありますが、(1)による有価証券等の提供、(2)による金融機関等の保証、(3)による履行保証保険契約の締結のいずれかを組み合わせて第61条第2項に規定する金額以上を満足するようにしてもよろしいでしょうか。	組み合わせではなく、いずれかでの保証をお願いします。
14		○	25	5	5	61	2			維持管理及び運営業務の契約保証	契約保証金の金額（保険金額）が第70条第4項(2)で規定されている違約金の金額と異なりすると、履行保証保険が付保できません。文言を合わせていただくようお願い申し上げます。	原案の通りとします。

事業契約書（案）に係る質問回答  
・契約書、契約約款

No	契約書	契約約款	頁	章	節	条	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
15		○	25	5	5	61	2			維持管理及び運営業務中の履行保証保険契約の締結	「前項の保証の額は…100分の10以上としなければならない」とありますが、第61条第1項第3号に定める履行保証保険を付保して契約保証金の納付を免除しようとする場合、維持管理業務を行う者及び運営業務を行う者をして締結させる保険の保険金額合計額が第2項に規定する金額以上となればよろしいでしょうか。念のため確認させてください。	お見込みの通りです。
16		○	25	5	5	61	2			維持管理及び運営業務の契約保証	維持管理及び運営業務の受託者が履行保証保険に加入する場合、保証額はそれぞれが受託する業務の100分の10以上とすれば宜しいでしょうか。また、各事業年度のサービスの対価の金額とは予定額と理解して宜しいでしょうか。	前段については、No.15をご参照ください。 後段については、入札時の提案価格を基本とします。
17		○	29	8		70	4	(1)	ア	違約金	履行保証保険の保険金をもって違約金に充当できる要件を備えるため、「発注者は、受領した履行保証保険契約の保険金をもって違約金に充当することができる」旨の追記をお願いします。	事業契約書(案)を修正します。
18		○	29	8		70	4	(2)	ア	違約金	履行保証保険の保険金をもって違約金に充当できる要件を備えるため、「発注者は、受領した履行保証保険契約の保険金をもって違約金に充当することができる」旨の追記をお願いします。	事業契約書(案)を修正します。
19		○	29	8		70	4	(2)	ア	違約金	サービスの対価の120分の30に相当する違約金を求めています。他のPFIの違約金に比べ金額が過大です。他事例と同水準の100分の10とするようお願いいたします。	原案の通りとします。
20		○	29	8		70	4	(2)	ア	違約金	履行保証保険を付保可能とするためには、保険手続き上、契約保険金と違約金額とを一致させる必要があります。本項の違約金額の記載を第61条第2項の保証の額の記載と一致させてください。	No.14をご参照ください。
21		○	30	8		70	4	(1)	ア	違約金	「ア施設費」における調査・設計費、建設工事費及び工事監理費とは、「様式H-1の1、2、3.(1)～(6)及び4～8の合計額」と同義でしょうか。	基本的にはお見込みの通りですが、事業契約書第70条の記載に従い、事業者の提案内容にあわせ、計算を行ってください。
22		○	31	8		70	4	(1)	イ	発注者による契約の終了	貴市の買取りの対象となる出来形部分には、貴市による確認を受けた設計図書や当該出来高を形成する上で必要となった合理的な費用（SPC経費や金融費用など）も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	合理的な範囲で含まれます。
23		○	31	8		70	4	(1)	イ	発注者による契約の終了	金融機関が建設期間中にSPCに対し融資を行う際において、事業契約が解除された場合、SPCが貴市に対して有する出来形部分の売買債権が唯一の返済原資となります。そのため、事業者帰責の有無に依らず、貴市に出来形部分を買って受けて頂けるようご修正願えませんでしょうか。	原案の通りとします。

事業契約書（案）に係る質問回答

・契約書、契約約款

No	契約書	契約約款	頁	章	節	条	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
24		○	31	8		70	4	(1)	イ	発注者による契約の終了	出来形部分については、設計費、工事監理費、会社経費等、出来形を構築する上で必要であった費用も含まれると理解してもよろしいでしょうか？	合理的な範囲で含まれます。
25		○	31	8		70	4	(1)	イ	発注者による契約の終了	引渡し前の契約解除時において、出来形の買い取ることとありますが、買取を行わない合理的な理由がない限り、貴市は買取を行うと理解してよろしいでしょうか？	お見込みの通りです。
26		○	31	8		70	4	(1)	イ	出来形部分について	本施設が貴市に引渡される前に契約が解除された場合について、発注者は買い取ることができる権利又は受託者に自己の費用で本施設を撤去させる権利のいずれかを行使できるとされていますが、現状での引き渡しにより施工済み評価額相当額で買い取る建付けとしていただけませんか。 金融機関から資金調達を行う場合、貴市の支払いを原資として融資を受けません。 現在の条文のままですと、途中で契約が解除になった際、融資の返済原資の確保が難しくなることから、金融機関からの資金調達が困難になるため、文言の調整のご検討をお願いいたします。	No.23をご参照ください。
27		○	31	8	5	70	4	(2)	ア	本施設引渡後の解除時の違約金	当該事業年度のサービス対価の120分の30は消費税等相当額を含むという理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
28		○	31	8		70	4	(2)	ア	違約金	「受託者は、発注者に対し、維持管理及び運営業務の当該事業年度のサービスの対価の120分の30に相当する金額の違約金を支払うこと。」とございますが、消費税等相当額を含んだサービスの対価という認識で宜しいでしょうか。 また、当該事業年度のサービスの対価の120分の30というのは他の案件と比較しても高い設定となっております。他のPFI案件でも実績の多い100分の10に変更頂けないでしょうか。	前段については、No.27をご参照ください。 後段については、No.19をご参照ください。
29		○	31	8		70	4	(2)	ア	違約金	「受注者は、発注者に対し、維持管理及び運営業務の当該事業年度のサービスの対価の120分の30に相当する金額の違約金を支払うこと。」とございますが、他のPFI事業より非常に重い金額となっておりますので、ご再考お願い致します。	No.19をご参照ください。

事業契約書（案）に係る質問回答

・契約書、契約約款

No	契約書	契約約款	頁	章	節	条	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
30		○	31	8		70	4	(2)	ア	発注者による契約の終了	違約金の金額について、維持管理及び運營業務の当該事業年度のサービスの対価の120分の30に相当する金額とございますが、先例の給食センター案件においては100分の10に相当する金額となることが多いことから先例案件に従い100分の10に修正お願いできませんでしょうか？	No.19をご参照ください。
31		○	31	8		70	4	(2)	イ	発注者による契約の終了	「設計及び建設・工事監理業務のサービスの対価に相当する金額のうち、この契約の解除までに発生する割賦手数料相当額を含む受注者に未払の金額相当額」とは、施設整備のサービス対価の金額全体を100とし、内20まではすでに割賦で支払いが完了している場合は、残りの80を市が支払うとの理解でよろしかったでしょうか？	事業契約書別紙4表2に記載の「ア 施設費」については、その金額全体を100とし、そのうち20まで一時支払金及び割賦方式により支払いが完了している場合は、残りの80を市が支払います。一方、「イ 割賦手数料」については、契約の解除までに発生した金額のみ、市が支払います。
32		○	31	8		70	4	(2)		発注者による契約の終了	当該解除が本施設の引き渡し後になされた場合の違約金が、維持管理及び運營業務の当該事業年度のサービス対価の120分の30に相当する金額とされてはいますが、これまでの同種事業と比較して非常に厳しい条件となっております。この条件では本事業への取組が難しくなることから、維持管理及び運營業務の当該事業年度のサービス対価の100分の10に相当する金額としていただけないでしょうか。	No.19をご参照ください。
33		○	32	8	1	71	2	(1)	イ	受注者による契約の終了	引渡し前の解除における3年分の逸失利益とは、SPC、代表企業、構成企業及び協力企業の、本施設の引渡し前における合理的な試算に基づく利益水準により算定されるという理解でよろしいでしょうか。	事業者（SPC）の逸失利益として合理的に判断できるものが該当します。
34		○	32	8		71	2	(1)	ア	受注者による契約の終了	出来形部分については、設計費、工事監理費、会社経費等、出来形を構築する上で必要であった費用も含まれると理解してもよろしいでしょうか？	合理的な範囲で含まれます。
35		○	32	8	1	71	2	(2)	イ	受注者による契約の終了	受注者の受託者又は請負人との契約解除により受注者に生じる手数料とありますが、金融機関とのスワップや為替の解約コスト、期限前弁済にかかる手数料は含まれますでしょうか。	合理的な範囲で含まれます。
36		○	32	8		71	2	(2)	ア	受注者による契約の終了	「設計及び建設・工事監理業務のサービスの対価のうち、この契約の解除までに発生する割賦手数料相当額を含む受注者に未払の金額相当額」とは、施設整備のサービス対価の金額全体を100とし、内20まではすでに割賦で支払いが完了している場合は、残りの80を市が支払うとの理解でよろしかったでしょうか？	No.31をご参照ください。
37		○	32	8		71	2	(1) (2)	ウ	受注者による契約の終了	受注者は「自己の費用で速やかに撤去」とありますが、「自己の費用」は、同号イの「当該買取代金によっては填補されない費用その他の損失」に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。

事業契約書（案）に係る質問回答

・契約書、契約約款

No	契約書	契約約款	頁	章	節	条	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
38		○	33	8		73	2	(1)	ア	法令変更又は不可抗力等による場合の契約の終了	出来形部分については、設計費、工事監理費、会社経費等、出来形を構築する上で必要であった費用も含まれると理解してもよろしいでしょうか？	合理的な範囲で含まれます。
39		○	35	9		75	3			法令変更	「直接関連する租税に係る法令以外の法令変更」とは、本事業に直接関係する法令変更で租税に係る法令を除く、という意味でよろしいでしょうか。確認をお願いします。	本事業に直接関連する法令(ただし、租税に係るものは除く)の変更を指します。
40		○	38	11		78	3	(3)		保険	「付保義務のある保険」とは、入札公告で示された事業契約書(案)別紙3表1にある保険との理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
41		○	38	11		78	3	(3)		不可抗力	不可抗力に係る追加費用の負担について、「受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより当該費用が発生した場合」とは、たとえばどのようなことを想定していますでしょうか。	一例として、受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより、本施設に火災が発生した場合等を想定しています。
42		○	40	13		86	1,3			著作権の利用等	受注者固有の技術、ノウハウ等に関する事項については、発注者、受注者間で協議をお願いします。	要望があれば、協議に応じます。



事業契約書（案）に係る質問回答

・契約書別紙

No	別紙 番号	頁	1	(1)	①	ア	(a)	項目等	質問内容	回答
1	1	42		(10)				用語の定義	工事監理業務に既存解体工事も含まれているように見受けられますが、工事監理は解体工事設計図書があって成り立つものと認識しておりますが、解体工事に関する設計図書は貴市から提供されるものと考えて宜しいでしょうか。	本市から解体工事に係る設計図書は提供しません。なお、解体工事に係る工事監理は、要求水準書P.42に記載の施工計画書に基づき、実施してください。施工計画書には、解体工事の対象範囲、対象物、解体・撤去方法、解体・撤去時期、解体・撤去工事完了後の状態等を明確に記載してください。なお、現学校給食センターの設置時の設計図書は提供可能です。
2	3	46						建設、維持管理及び運営業務期間中の保険	別紙3に記載の保険及びその他の受注者提案による保険の補償条件については、表1に示された内容以外は、提案者に委ねられているという理解でよろしいでしょうか。	基本的にはお見込みの通りですが、入札説明書等、要求水準書等、事業契約書等に記載を踏まえ、適切な内容を提案してください。
3	3	46						維持管理及び運営業務期間中の保険	念のための確認ですが、維持管理及び運営業務期間中の保険については、1年の保険契約を都度更新して付保することで問題ないでしょうか。	お見込みの通りです。
4	3	46						維持管理及び運営業務期間中の保険	引渡し後、貴市は本施設の建物・設備につきましてどのような共済・保険に加入されますか。加入される予定の共済・保険の内容についてご教示ください。	現行の建物総合損害共済(公益社団法人全国市有物件災害共済会)に継続して加入する予定です。
5	3	46						工事契約履行保証保険	保険契約者を請負人(建設企業)として工事契約履行保証保険を付保する場合、工事請負契約書に対する履行保証保険となるため契約期間は工事着工日(解体・撤去工事期間含む)から引渡し日までとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。なお、事業契約書第39条に記載の通り、契約保証金の納付に代え、履行保証保険契約を締結する場合は、事業契約締結日から施設引渡し日までを契約期間としてください。
6	3	47	1					サービス対価の構成	2018年度の税制改正において長期割賦販売等に係る延払基準が廃止されています。このため、施設整備にかかる対価相当額については、貴市より支払われる都度ではなく、将来に受け取る割賦原価部分を含めた全額が施設引渡し年度の売上として認識され、SPCには当該金額に係る受取消費税が課税されることとなります。よって、施設整備費相当額に係る消費税相当額については、施設費に係る一時支払金支払いのタイミングにて一括でお支払いいただけませんかでしょうか。	原案の通りとします。
7	3	47	1					サービス対価の構成	割賦金利の基準金利として、LIBORを参照いただいておりますが、2021年度においてLIBORは廃止予定との理解です。代替指標について、ご教示願えますでしょうか。	日本銀行が定める代替指標(金利)とします。

事業契約書（案）に係る質問回答

・契約書別紙

No	別紙 番号	頁	1	(1)	①	ア	(a)	項目等	質問内容	回答
8	4	47	1		①			設計及び建設・ 工事監理業務 のサービスの 対価	提案書提出時の基準金利は0.9%を使用するように指定されておりますが、他の類似案件と比較して高く限られた予算の中で過剰なレートと感ずます。提案書提出時から基準金利確定日（本施設の引渡し予定日の2営業日前）まで（3年弱）の金利変動リスクを考慮してのことと思っておりますが、直近3年間の6箇月LIBORベース15年物（円/円）金利スワップレートは0.006%～0.584%で推移していることから、他類似案件で多い0.4%～0.5%程度に変更頂けないでしょうか。	原案の通りとします。
9	4	47	1		①			設計及び建設・ 工事監理業務 のサービスの 対価	設計及び建設・工事監理業務のサービスの対価（割賦払い）において、端数が生じた場合に初回または最終回にて調整を行うことでよろしいでしょうか。	最終回にて調整を行ってください。
10	4	48	3		②			支払方法	「第1回目及び第61回目（最終回）の支払いを除き原則として、毎支払いに同額を支払うものとする」とありますが、第1回目の維持管理費は施設引渡日（令和4年6月30日）～令和4年9月分とし、サービス対価の計算は、2回目～60回目と同額（3か月分）もしくは、3か月分と1日分の日割分の合計額いずれかを事業者側で設定すれば宜しいでしょうか。	お見込みの通りです。
11	4	48	3		②			支払方法	維持管理費、運営費、その他費用について、消費税及び地方消費税は各支払ごとに切捨てで宜しいでしょうか。もしくは年度単位で最終回にて調整した方が宜しいでしょうか。	年度単位で最終回にて調整することを想定しております。
12	4	48	3		②			支払方法	運営費を算出するにあたり、①第1回目の支払い（令和4年9月分）②4～6月分③7～9月分④10～12月分⑤1～3月分⑥第61回目の支払い（令和19年7月分）の日数をお示し下さい。また、変動費は1食単価に4半期単位での提供食数を乗じ、小数点以下は切捨てという理解で宜しいでしょうか。	前段については、提案書の提出にあたっては、入札説明書P.23に記載のとおり、年間給食提供日数を194日としており、四半期ごとの給食提供日数は194×（3/12）日、令和4年9月及び令和19年7月のそれぞれの給食提供日数は194×（1/12）日として、計算してください。後段については、お見込みの通りです。ただし、第1回と第61回は、それぞれの給食提供日数を乗じてください。
13	5	57						サービス対価 の改定方法	第18条の「単価合意」は設計に係ることであり、設計変更時のみ適用され、物価変動に基づくサービス対価の改定とは異なるものとの認識で宜しいでしょうか。	お見込みの通りです。

事業契約書（案）に係る質問回答

・契約書別紙

No	別紙 番号	頁	1	(1)	①	ア	(a)	項目等	質問内容	回答
14	5	57	1					サービスの対価の改定	1.5パーセント「以上」の差が生じた場合に建設・工事監理業務のサービスの対価を改定するとの記載になっていますが、17行目及び19行目に示された数式によると、1.5パーセントを超える物価の変動がなければサービスの対価は改定されないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
15	5	57	1					設計及び建設・工事監理業務のサービスの対価の改定	サービス対価の改定は、本施設の着工日の月（又は令和3年2月の早い月）と なっていますが、対象となる「建設工事費」に、「現学校給食センターの解体撤去工事費・アスベスト除去工事費」は含まれるとの理解でよろしいでしょうか。また「厨房機器等の調達及び設置費」も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
16	5	57	2					変動単価	変動単価を算出するにあたり、小数点は第何位まで算出する必要があるのか算出方法をご教示いただきたくお願い致します。	小数点第2位を四捨五入し、第1位までとします。
17	5	58	3					改定の条件	比較して3.0パーセント以上の差が生じた場合に、次年度のサービス対価の改定を行う、とございますが、3.0パーセントでは段階が大きすぎ、改定に至らない間の物価変動が事業者リスクとなります。比較して1.5パーセント以上の差が生じた場合に、次年度のサービス対価の改定を行う。としていただけないでしょうか。	原案の通りとします。
18	5	58	3					<改定の条件 >	・毎年8月の「消費税の影響を除く企業向けサービス価格指数：日本銀行調査統計局」を用い、とありますが、8月掲載の7月速報値でしょうか。それとも9月掲載の8月速報値でしょうか。	8月の確定値です。

要求水準書に係る質問回答

No	添付資料	頁	第1	1	(1)	①	ア	(ア)	a	項目等	質問内容	回答
1		8	第1	6	(1)	②	ア			ア 敷地の現況	仮に事業期間内に道路が供用された場合の事業用地内の再整備にかかる費用のお考えをご教示いただきたくお願い致します。	都市計画道路の整備は市の負担にて行います。
2		12	第1	6	(4)					配置職員数	貴市職員6名程度とございますが栄養教諭の方を含めた人数でよろしいでしょうか。また栄養教諭の方は何名配属されますでしょうか、ご教示ねがいます。	前段については、お見込みの通りです。 後段については、栄養教諭は、1名の予定です。
3		14	第2	1	(1)	②	イ	(イ)		ゾーニング・諸室配置・動線計画	本市事務室から検収室へのスムーズな動線とありますが、動線が短ければ本市事務室と前室が直接出入できなくてもよろしいでしょうか？	事業者の提案によるものとします。
4		16	第2	1	(1)	④			h	仕上計画	開閉できる構造の窓には、取り外して洗浄できる網戸等を設置すること、とございますが、点検時以外開閉することはない排煙窓は網戸設置不要との理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
5		19	第2			①	オ		e	太陽光発電設備	余剰電力量や売買収入等のシミュレーションの結果により売電実施の有無を判断するとのことですが、提案時の発電容量は特定後の協議により変更が可能と考えても宜しいでしょうか。(提案時売電可能想定としていた総容量に対し、実際の詳細検討や価格変動等により、実施しないこととなった場合の総発電容量が異なるケースが考えられます。)	お見込みの通りです。
6		21	第2	1	(4)	③	ア		b	給水設備	『80℃以上の熱湯を十分に供給出来る設備・・・』と記載がありますが貴市にて想定される給湯の使用目的を教示願います。	事業者にて運用上支障のないよう飲料水及び蒸気又は80℃以上の熱湯が供給できる計画としてください。
7		26	第2	2	(2)	①			h	炊飯調理室	混ぜご飯用の動線は煮炊き調理室から衛生上問題ない動線が確保できていればよろしいでしょうか？	お見込みの通りです。
8		36	第2	2	(2)	③	ア			調理釜	和え物の同一メニューのポイルについては、複数回使用してよいという理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りですが、極力、回数を減らすよう配慮するとともに、衛生面及び仕上がり時間に配慮してください。
9		38	第2	3	(1)				c	その他	既に実施された高低測量資料、真北測量資料等測量資料があればご提供いただくことは可能でしょうか。	高低測量については、追加資料1を追加公表するので、ご参照ください。 なお、真北測量は未実施です。

要求水準書に係る質問回答

No	添付資料	頁	第1	1	(1)	①	ア	(ア)	a	項目等	質問内容	回答
10		40	第2	3	(5)	②			i	成果品	実施設計の提出物に補助金申請関係図書と記載がありますが、業務量を把握するにあたり、具体的な内容をご教示ください。	補助金の対象工事を工事積算内訳書から仕分けしていただいた資料を想定しています。 具体的には、設計内訳書、配置図、平面図、壁芯図(求積図、面積の算出式が分かる書類。面積算出に必要な長さ等を図面で確認できるようにすること。)、面積表、工程表を想定していますが、実際に必要となる書類の詳細は市と協議してください。
11		44	第3	3	(5)	②			c	厨房機器等の撤去・処分	撤去・処分の対象となる厨房機器の一覧表、図面、写真など、撤去・処分する物量がわかる資料をご教示ください。	追加資料2を公表するので、ご参照ください。
12		45	第3	3	(5)	⑥			b		配膳室内の牛乳デザート用保冷庫の設置位置は、受注後、市と事業者の協議により設置位置を決めると言うことでよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
13		45	第3	3	(5)	⑥			c	配送校配膳室保冷庫	配送校配膳室の保冷庫の撤去及び保冷庫調達・設置業務は既存保冷庫の撤去処分、新規保冷庫の調達設置、維持管理以外の電気設備に係る業務は市の負担と考えてよろしいでしょうか。	基本的には既存の電気設備を利用し、事業者にて新規保冷庫を設置いただきます。キュービクルの容量変更等の対応が必要になった場合は、市にて対応します。
14		45	第3	3	(5)	⑥				配送校配膳室	配膳室に牛乳保冷庫の設置業務の記載がありますが、P50維持管理業務の表中に『本事業で調達する配膳ワゴン』の更新業務記載があります。配膳室設置業務に配膳ワゴンは含まれるのでしょうか。含まれるのであれば寸法等仕様を教示願います。	「資料15食器・食缶等リスト」に示すとおり1クラス分の食器・食缶等の積載が可能な配膳ワゴンを調達し、配膳室に設置してください。
15		45	第3	3	(5)	⑥				配送校配膳室	配膳室に牛乳保冷庫の設置業務の記載がありますが、牛乳以外の直送デザートの荷姿(最大)を教示願います。	直送デザートの最大サイズは1個当たり71mm、高さ55mmのカップのヨーグルトです。納品時に梱包されている段ボール箱から取り出して、保冷庫で保管します。
16		46	第3	3	(5)	⑦			c	什器・備品等の調達及び設置業務	「資料14 一般エリア什器・備品等リスト」に示された各種什器・備品等以外に、事業者が提案により設置する備品類は、リース・レンタルによる調達でもよろしいでしょうか。	不可です。ただし運営業務の中で事業者が独自に使用する備品(パソコン、コピー機等)は除きます。
17		50	第4	1	(1)					業務の対象範囲	「建築保全業務共通仕様書 平成25年版」とありますが、平成30年版の誤りでしょうか。	最新版を参照してください。要求水準書を修正します。
18		50	第4	1	(1)					業務の対象範囲	事業者は、維持管理業務を遂行するに当たって、本要求水準書のほか、「建築保全業務共通仕様書 平成25年版」～を参考にすることとありますが、平成30年版が出版されておりますので、そちらに読み替えて宜しいでしょうか。	お見込みの通りです。

要求水準書に係る質問回答

No	添付資料	頁	第1	1	(1)	①	ア	(ア)	a	項目等	質問内容	回答
19		53	第4	1	(9)	③			c	緊急時の対応	事業者は、設備の異常等の理由で、本市から要請を受けた場合には、業務計画外であっても関連業務の責任者又は作業従事者を速やかに現場に急行させ、とありますが、業務計画外の業務とは具体的にどのようなことを想定されておりますでしょうか。	災害時等の対応が考えられます。
20		68	第5	4	(5)					揚物・焼物・蒸し物調理	資料12想定献立では2献立の組み合わせを提案することができないのですが揚物調理や焼物蒸し物調理が重複することはありますでしょうか。	1コース内で揚げ物を2種類調理することはありません。同日に、片コースで揚げ物を調理し、もう片コースで焼き物・蒸し物調理をする献立はあります。ただし、コロッケの時には、焼き物・蒸し物調理を実施しない等の献立の調整を行います。
21		68	第5	4	(6)				a	果物調理	資料12想定献立では2献立の組み合わせを提案することができないのですが果物調理と和え物調理、またはデザート調理が重複することはありますでしょうか。	1コース内で果物及び和え物を組み合わせる献立はあります。同日に、片コースで果物、もう片コースでデザート調理を組み合わせることはあります。デザートについては献立により、調理方法が煩雑となる可能性もあるため、献立の調整を行います。
22		68	第5	4	(6)				c	和え物調理	ドレッシング、ゼリーは「和え物提供温度10℃以下」まで同様に冷却すると計画してもよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
23		69	第5	4	(8)				b	炊飯調理	資料12想定献立では3献立の組み合わせを提案することができないのですが混ぜご飯や炊き込みご飯が重複することはありますでしょうか。	「混ぜご飯＋炊き込みご飯」等の味付きご飯が重複する献立はありません。「白飯＋味付きご飯」の組み合わせは、ご提案いただく炊飯システムで可能であれば実施したいと考えています。
24		70	第5	5	(2)					配送車の調達	配送車両の調達につきまして、新車や中古の指定はございますでしょうか。	指定はありません。配送時の給食の衛生品質が保たれるよう計画してください。
25		75	第5	8	(3)					見学受け入れ	見学会の実施時期・内容について事前に貴市より連絡を頂戴するとなっておりますが、表5「試食会実績」を提案すると月に1～2回程度の訪問と想定されますが目安とさせていただいてもよろしいでしょうか。	新給食センターが整備された場合、回数が増加することが想定されます。

落札者決定基準に係る質問回答

No	本編	別紙 番号	頁	1	(1)	①	項目等	質問内容	回答
1			5	5	(4)		価格点の算定	<p>基準価格は開札時に公表すると思いますが、各グループの入札価格については開札時ではなく、提案書提出時において各グループの入札価格を実質的には把握できます。入札書類審査書類の受付時には、基準価格を公表いただきたくご再考お願い致します。</p>	<p>原案の通りとします。</p>

様式集（入札参加資格審査）に係る質問回答

No	本文	様式番号	1	項目等	質問内容	回答
1		1-1		所在地	様式1-1等の所在地は本社所在地ではなく、電子調達サービスにて貴市に登録をしている所在地で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2		1-1		代表者名	様式1-1等の代表者名は、電子調達サービスにて貴市に登録をしている代表者名で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3		1-1		参加表明書	本様式に記載する「商号及び名称」「所在地」「代表者名」は、電子調達サービスにおいて小平市に登録している者を記載するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4		1-1		参加表明書	参加表明書に関し、手続き時間を短縮するため、押印する企業ごとにそれぞれ1枚に1者として記載押印し、とりまとめて提出する形をお認め頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。
5		2-3		建設業務を行う者の参加資格等要件に関する書類	施工実績を証する書類として、「施工証明書又は契約書並びに仕様書、図面等規模の分かる書類の写し」を添付とありますが、CORINS(工事实績情報システム)の竣工登録を提出すればよろしいでしょうか。	施工実績を証する書類及びCORINSに係る提出書類(写し)についても合わせて提出してください。
6		2-9		委任状(構成企業及び協力企業→代表企業)	委任状に関し、手続き時間を短縮するため、委任・押印する企業ごとにそれぞれ1枚に委任者1者(構成企業及び協力企業)→受任者(代表企業)として記載押印し、とりまとめて提出する形をお認め頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。



様式集（入札書類審査）に係る質問回答

No	本文	様式番号	1	(1)	①	項目等	質問内容	回答
1	○		1	(1)	②	提案書	「副本分については、入札参加者名(入札参加グループ名)及び代表企業、構成企業、協力企業の企業名を一切記載せず、入札参加者名(入札参加グループ名)については参加表明書提出時に与える記号を表記し、企業名については「代表企業」、「構成企業A」「構成企業B」「協力企業A」「協力企業B」等の匿名を使用すること。」とございますが、正本については一番最初に「社名対応表」を付ける形での対応になるという理解でよろしいでしょうか。あるいは、正本分については、企業名を記載する形での対応になりますでしょうか。	いずれの対応でも構いません。
2	○		1			入札書類審査書類の構成1/3	「1.事業計画全般に関する事項 地域・社会・経済への貢献」の枚数制限ですが、「①地域・社会・経済への貢献:2枚」「②入札参加者独自の提案:1枚」と記載がありますが、枚数制限欄は「2枚」となっています。これは「3枚」の誤りでしょうか。	「①地域・社会・経済への貢献」は、枚数制限なし(適宜)とし、指定様式(現B-6様式(雇用率等の表を含む様式)、現B-7様式(労働者配置計画書)を用いる)にて記載してください。また、「②入札参加者独自の提案」は1枚以内(共通様式として、新B-7様式を用いる)で記載してください。様式集を修正します。
3	○					入札書類審査書類の構成	地域・社会・経済への貢献①地域・社会・経済への貢献:2枚、②入札参加者独自の提案:1枚、枚数制限には2枚と記載があります。①地域・社会・経済への貢献:2枚は1枚の誤りになりますでしょうか。また、様式B-7の労働者配置計画書は、枚数制限には含まれないという理解でよろしいでしょうか。	No.2をご参照ください。
4		A-4				1食単価	1食単価は小数点第二までの指定はありますでしょうか。	事業契約書(案)・契約書別紙に係る質問回答No.16をご参照ください。
5		B-7				労働者配置計画書(労働単価)	着工より1年以上前の入札時に労働単価及び員数を確定することは難しいため、本様式に記入することが困難です。また、予定していなかった労働者を使用した場合の労働単価は2省協定以上とすることを誓約することもできません。このような場合は、表中は白紙として提案すればよろしいでしょうか。それとも提出自体を控えたほうが良いのでしょうか。対応につきご教授ください。	いずれの対応でも構いません。
6		G-2				DSCR	劣後ローン借入(内容的に資本金と同等に見なせるもの)は資本金に含めるとの指示がございますが、当該劣後ローン借入について優先貸付契約の財務制限条項におけるDSCR計算に含めない場合、本様式のDSCR計算に用いる元利金は優先ローン借入のみで宜しいでしょうか。	内容的に資本金と同等に見なせないものであれば、お見込みの通りです。

様式集（入札書類審査）に係る質問回答

No	本文	様式 番号	1	(1)	①	項目等	質問内容	回答
7		G-2				DSCR	実際の支払いベースでDSCRを算定する場合、SPCに資金が潤沢にあり収支上問題がないにも拘わらず、一時的にDSCRが悪化する場合がございます。通常金融機関ではSPCの債務返済能力を合理的にみるため、各口座への振替ベースで算定されるDSCRを財務制限条項としております。本DSCRの計算についても、各口座への振替金額をベースに計算しても構いませんか。	金融機関が債務返済能力を合理的に認めるものであれば結構です。
8		J-1				計画概要	建蔽率や容積率、緑化率等の算定ベースとなる敷地面積は都市計画道路部分用地を含めた敷地面積が対象と考えて宜しいでしょうか。	お見込みの通りです。
9		J-1				計画概要	床面積の算定式は当該階の全体で捉えた求積算定根拠と考えて宜しいでしょうか。または各室毎の各室求積の積み上げでしょうか。	各室毎の各室求積の積み上げ面積が、全体面積となるようご提案ください。
10		J-12				仕上表	仕上表に記載すべき項目(壁、床仕上、天井高さ等)は統一されないのでしょうか。各社提出内容を揃える意味でも参考様式を配布頂けませんでしょうか。	事業者の提案によるものとします。
11		J-13				動線計画図	動線計画図は内部動線の計画図という認識で宜しいでしょうか。	外部の車両動線及び内部の人員・食材調理動線を記載してください。
12		J-14				外構・緑地計画図	J-3に配置計画図がありますが、外構・緑地計画図をあえて別の様式に分けた意図をご教示ください。また、配置図とは別に記載すべき内容を具体的にご教示ください。	建物配置と外構・緑地の提案事項をそれぞれ記載いただきたいという意図から、様式を別にしています。様式J-14では外構・緑地での提案事項を記載してください。
13		J-16	1			厨房機器等リスト	提案書 9.計画図面等提案書類のJ-16厨房機器等リストが指定様式となっております。平面図上に調理設備の図番を落とし込んだ図面があった方が平面配置と機器リストの詳細が分かり易いと思いますので、別添資料としてJ-16の中に調理設備平面図(図番付き)を添付しても宜しいでしょうか、ご教授ください	添付いただくことは可能です。
14						東京都環境確保条例	土壌汚染について、敷地面積が3000㎡を超えるため東京都環境確保条例に基づく手続きが必要と思われます。土地利用の履歴等調査は市の協力をいただけたらと考えてよろしいですか。その後土壌汚染調査が必要になった場合は、その後の費用負担については本事業外と考えてよろしいでしょうか。	地歴調査、土壌汚染調査は市にて実施済みです。東京都環境確保条例に基づく手続きは、解体工事着工までに本市が行います。
15						基本事項	様式A-3、4、4別表を入れる封筒には封印は必要でしょうか。	必要です。

基本協定書（案）に係る質問回答

No	本編	別紙 番号	頁	条	1	(1)	項目等	質問内容	回答
1	○		2	6	3		事業契約の締結等	「事業契約書(案)」の内容に関し、入札前に確定することができなかった事項を除いては、原則としては変更しない」とありますが、落札者決定後、発注者と受注者間で事業契約書の内容についての確認・協議の場を設けて頂けますようお願いいたします。	入札説明書に係る質問回答No.11をご参照ください。
2	○		4	10			事業契約不調の場合の処理	「第5条第6項から第8項まで」は条項が見あたりません。「第6条第5項から第7項まで」ではないでしょうか。	お見込みの通りです。基本協定書(案)を修正します。
3	○		4	10			事業契約不調の場合の処理	第5条第6項から第8項まで、とございますが、第6条第5項から第7項の間違いでしょうか。	No.2をご参照ください。
4	○		4	10			事業契約不調の場合の処理	「…事業契約の締結に至らなかった場合には、第5条第6項から第8項まで…」と記載がありますが、「第6条第5項から第7項」の誤りでしょうか。	No.2をご参照ください。
5	○		4	12	2		談合等の不正行為に係る損害の賠償	本条第1項各号のいずれかに該当した場合、本条本項の違約金のほか、第6条第5項の違約金の支払い義務も生じるでしょうか。	お見込みの通りです。